社会福祉法人健育会　役員の報酬及び費用弁償に関する規程

（役員の定義）

第1条　社会福祉法人健育会の役員とは、理事長・理事・監事・評議員・評議員選任解任委員を示す。

（報酬）

第　２　条　健育会の役員の通常報酬は、支給しないものとする。

　　　　　２　健育会の役員がその役を退く場合、役員に謝礼金を支給する。

　　　　　　支給額は３０，０００円を上限として、理事長が定める。

（費用弁償）

第　３　条　役員が会務のため町外に旅行するときは、その弁償費用として旅費を支給する。

　　　　　２　前項の規定により支給する旅費の額は、幼保連携型認定こども園打瀬保育園旅費規定に準じた額に相当する額とする。

　　　　　３　前項に定めるもののほか、理事会、評議員会、監査指導、入札等に出席した場合は、旅費として日額５，０００円の費用弁償を支給する。

　　　　　　　(ただし、2 kｍ以内の場合)

４　報酬は本人に意思により、弁償しない場合もある。

第　４　条　旅費の支給方法は、健育会一般職の職員の支給の例によるものとする。

（委任）

第　５　条　この規程の施行に関し、その他必要な事項は理事長がこれを定める。

附則

この規程は平成２９年４月１日から施行する。